

[シンポジウム]

民法から信託を考える

はじめに

角 紀代恵

それでは、ただいまからシンポジウムを始めます。

改正信託法が成立して4年が経過しました。改正信託法の成立前後から信託法に関する議論が非常に活発になったと感じていますが、それらの議論の多くは条文解釈を中心とするものであったと言えるかと思いません。

改正信託法においては、信託の活用場面を拡大することが意図の1つであったことは間違いないと思います。まさにそれを実現するための条文が、少なからず盛り込まれています。そのために、既に生じていることだと思いますが、民法の規定との関係が問題となる場面が今後増えることが予想されます。

かつて四宮和夫先生は信託を評して、信託は英米法で育成された制度であり、大陸法系に属する我が私法の中では水の上に浮かぶ油のように異質な存在であると述べています。その認識がどうかということ自体が問題であるわけですが、大陸法に属する我が国の私法体系の中に信託法がどのように位置づけられるかという問題については、残念ながら改正信託法を契機として活発に議論されるようになってはいないのではないかと思います。

本日のシンポジウムの各報告に共通するのは、今申し上げた問題意識

です。したがって、このシンポジウムは信託法の個々の条文の解釈論を展開すること自体を目的とするものではなく、我が国における信託法理の構築のための基礎作業として位置づけられるものであると、ご理解いただきたいと思います。その意味では、確固とした結論を得ることを目的とすることよりも、どちらかというブレイン・ストーミング的なものになり、議論が活発になればということがこのシンポジウムの報告に共通しています。

本日のシンポジウムでは、京都大学の横山先生から「信託から、所有について考える」というテーマで、立教大学の溜箭先生から「イギリス信託法を支えるもの：国内の改革と国際的変革と」というテーマで、上智大学の西先生から「民法の空洞化？：財産承継方法としての信託と相続法」というテーマで、そして東北大学の水野先生から「日本における民法の意義」というテーマで報告をいたします。以上の報告を受けて、質疑応答を行いますので、よろしく願いいたします。

(立教大学法学部教授)